

社員が事故で入院、会社に損害

Q 私は会社を経営していますが、会社の主力社員であるAが車の運転中に赤信号で停止したところを後方から追突され、2カ月間の入院を余儀なくされました。A不在の

間、会社は新規の仕事が取れなくなったり、業務の能率が落ちたりして、売上げが3割ほど減ってしまいました。会社が受けた損害を、事故の加害者に対して請求することはできないでしょうか。

法律ワンポイントアドバイス

回答者

小倉 康平氏

(岡山弁護士会)



A 本件のポイントは、加害者に対し被害者個人の損害とは別に会社が受けた損害(企業損害)についても、不法行為による損害として賠償請求できるかどうかです。

この企業損害については、特に因果関係の有無が、

因果関係ないと賠償請求は困難

問題となってきました。裁判例の多くは企業損害に関して、直接の被害者であるものと企業との間に経済的な一体関係があるような場合、具体的には被害を受けた企業が法人とは名ばかりの個人会社であって、その会社の実権が直接の被害者に集中して代替性がなような場合に限り因果関係を肯定し、損害賠償請求を認めています。

この裁判例を前提とすれば、本件相談においては経営者が直接の被害者になっただけではなく、主力社員と企業との間に経済的な一体関係が認められるとは言いにくいので、損害賠償を請求することは困難と考えられます。

岡山弁護士会は毎週月(金曜日(祝日を除く))の午前十時から午後四時十分、岡山市南方二丁目八ノ二九の岡山弁護士会館で法律相談を行っています。問い合わせは、岡井護士会(086-223-4401)。